

別表(第 7 条関係)

(令元条例 1 3・全改、令 8 条例 1 6・一部改正)

1 柔道場、剣道場使用料

区分		基本使用料(1 時間につき)		
		平日		土曜日・日曜日・休日
		午前 9 時から午後 5 時まで	午後 5 時から午後 1 0 時まで	午前 9 時から午後 1 0 時まで
個人使用	高校生以下	5 0 円	1 0 0 円	1 0 0 円
	一般	1 0 0 円	1 5 0 円	1 5 0 円
専用使用	1 面	1 , 0 0 0 円	1 , 1 0 0 円	1 , 1 0 0 円
備考				
1 使用料の算定に当たっては、1 時間未満の端数があるときは 1 時間とする。				
2 市外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料の 5 割増しとする。この場合、1 0 円未満の端数は切り捨てる。				

2 道場附帯室

区分		基本使用料 (1 時間につき)
附帯室	和室(2 室)	1 5 0 円
	会議室(2 室)	1 0 0 円
備考		
1 市外の者が使用する場合の使用料は、基本使用料の 5 割増しとする。この場合、1 0 円未満の端数は切り捨てる。		
2 営利目的に使用する場合の使用料は、基本使用料(前項の規定により 5 割増しとされる場合にあつては、基本使用料の 5 割増しの額)の 2 0 倍額とする。		

3 冷暖房使用料

区分		基本使用料	定額使用料	
		1 回	月 額	年 額
附 帯 室	和室(2 室)	3 0 0 円	1 , 5 0 0 円	9 , 0 0 0 円
	会議室(2 室)	2 0 0 円	1 , 0 0 0 円	6 , 0 0 0 円
柔道場、剣道場		1 時間につき 1 , 5 0 0 円		
備考				
同 一 月 又 は 同 一 年 度 に お い て 、 複 数 の 部 屋 の 冷 暖 房 を 使 用 す る 場 合 の 定 額 使 用 料 は 、 使 用 す る 部 屋 の 数 に 限 ら ず 、 使 用 す る 部 屋 の 別 表 に 定 め る 最 も 高 い 月 額 又 は 年 額 、 1 部 屋 分 を 上 限 に 算 定 す る も の と す る 。				